

## **第3章 日本国特許庁を通じた国際出願**

国際出願は、国際事務局に対し直接、又は出願人の締約国の官庁を通じて行うことができます。日本国特許庁(以下、「特許庁」という。)を通じて行う国際出願を「国際登録出願」といいます。 [協定4条(1)(a)、意法60条の3]

特許庁は、国際登録出願を受領した場合、受領から1か月以内に国際事務局へ願書を送付します(必要な手数料の納付がなされなかった場合を除く。)。また、国際事務局への送付後、出願人に対して願書の受領日及び国際事務局への送付日を記載した書面を送付します。 [規則13(1)]

国際登録出願を行った場合の出願日は、原則として、特許庁が願書を受領した日となります。なお、国際事務局により出願内容に関して不備が指摘された場合には、出願日が当該不備の補正を国際事務局が受理した日に繰り下がることがあります。 [協定9条、規則13(3)]

### **第1節 国際登録出願の出願人適格**

国際登録出願を行うことができるのは、日本国民又は日本国内に住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する外国人のみです。 [意法60条の3 1項]

### **第2節 国際登録出願の手続**

#### **1. 提出が必要な書類**

国際登録出願は、書面での提出又は電子特殊申請で行うことができます。下記の書類を準備し、特許庁へ提出してください。

- ①願書【DM/1】(複製物含む)： 1部
- ②書面による提出の場合、特許庁へ納付する送付手数料を貼付した書面(差出書)、電子特殊申請による提出の場合は手数料の納付をした送付票
- ③見本(書面による提出で複製物を後日提出する場合のみ)： 指定する締約国に応じて必要な数

(1)願書【DM/1】(複製物含む)

第2章「国際出願の手続」を参照し、【DM/1】を作成してください。

(2) 送付手数料

- ・国際意匠出願1件につき3,500円 [協定4条(2)、意法67条1項4号]

① 書面での提出

- ・特許印紙、現金納付、電子現金納付、特許庁窓口におけるクレジットカード納付(予納による納付及び口座振替納付を行うことはできません。)
- ・いずれの納付方法においても、国際登録出願時には、差出書を作成し提出する必要があります。差出書には、特許印紙若しくは納付済証(現金納付の場合)を添付、納付番号を記載(電子現金納付の場合)、又は識別番号を記載(特許庁窓口におけるクレジットカード納付の場合)するとともに、【DM/1】に記載した出願人の氏名(名称)、【DM/1】に記載した出願人の整理番号、及び提出日を記載してください。

特許印紙を貼付した場合の記載見本

<記載見本>

dd/mm/yyyy		
Applicant's name:		
Applicant's reference:		
特許印紙	特許印紙	特許印紙
(3, 500Yen)		

(注) 用紙はA4判で作成してください。

② 電子特殊申請での提出

- ・予納による納付、電子現金納付、口座振替納付、指定立替納付
- ・インターネット出願ソフトにより作成する「送付票」に納付方法、納付金額等必要事項を記載し手続を行います。この場合、紙出願の際に提出が必要であった「差出書」は不要です。

(3) 見本

見本については、第2章「第3節4. 見本の提出」を参照してください。

## 2. 提出方法

国際登録出願を行う際は、必要書類を特許庁の窓口への持参、郵送による送付又は電子特殊申請により提出してください。

なお、郵送の場合には、特許庁が受領した日が受領日となります（差出日ではありません。）。

### 第3節 送付手数料の補正

#### 1. 手数料補正指令

特許庁に納付すべき送付手数料(3,500円)が納付されていない場合、又は必要額に満たない場合には、必要な額を納付するよう出願人に対して補正指令を行います。

[意法60条の4(特法17条3項3号)]

#### 2. 補正の期間

指令の発送日から10日

#### 3. 補正の方法

「手続補正書[意施規様式14]」により手数料の納付を行います。手数料補正指令の発出前に自発的に手続補正を行う場合も同様です。

※手数料の納付は、国際登録出願時と同様に、書面での提出の場合は特許印紙・現金納付・電子現金納付・特許庁窓口におけるクレジットカード納付、電子特殊申請の場合は予納による納付・電子現金納付・口座振替納付・指定立替納付により行います。

※特許庁窓口におけるクレジットカード納付の場合、納付手続を行う者の欄(例【代理人】)の下に【識別番号】の欄を設け、識別番号を記載します。なお、識別番号の記載にかかわらず、【住所又は居所】の記載は必要です。

※手続補正書の提出方法は、上記第2節「2. 提出方法」と同様です。

#### 4. 補正が行われた場合

補正手続が適正に行われた場合は、国際登録出願として手続を進めることができます。

#### 5. 補正が行われない場合

手数料補正指令に対し、所定の期間内に補正が行われなかった場合は、その国際登録出願は却下処分となります。 [意法60条の4(特法18条1項)]

### 第4節 過誤納の手数料の返還

特許庁へ納付した送付手数料の額が適正金額を超えて過大であった場合には、過誤納分の手数料の返還を求めることができます。

#### 1. 返還の請求期間 [意法67条8項]

送付手数料を納付した日から1年

#### 2. 返還の請求方法 [意施規18条の4]

「既納手数料返還請求書[意施規様式21]」により行います。

※既納手数料返還請求書に識別番号を記載して手続を行うことはできません。

※既納手数料返還請求書の提出方法は、必要書類を特許庁の窓口への持参、郵送による送付又は電子特殊申請により提出してください。